

COTOHA 1on1 Assistant 利用規約

(規約の制定)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は COTOHA 1on1 Assistant 利用規約(別紙を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより COTOHA 1on1 Assistant(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスの契約者(第5条に定義のとおり。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

(本規約の公表)

第3条 当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

(本規約の変更)

第4条 当社は本規約及び本サービスを変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 前項の定めに係らず、当社が行う本規約の変更が本サービスの機能の継続利用及び料金に影響がある場合、当社は変更の1ヶ月前までに、事前の通知を行うものとします。

3 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したときその他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り提供条件は変更後の規約によります。

(用語の定義)

第5条 本規約において用いる用語の意味は次の通りです。

用語	意味
契約者	本サービスの契約を締結する法人
利用者	契約者内で本サービスを利用する者
管理者	契約者内で本サービスを管理する代表者
営業日	土日祝および12/29～1/3を除く平日
無料トライアル	利用期間を限定した無料プラン
通常プラン	初期費用および月額料金を支払いご利用いただく有償プラン

コミュニケーショントレーニング	1on1 の効果を高めるために、基礎的なコミュニケーションスキル向上を目的としたオプション
ID	本サービスを利用する際に利用者ごとに登録する単位
同時接続数	同時間帯に 1on1 を予約・実施できる組数

(本サービス提供の範囲)

第 6 条 本サービスは、1on1 ミーティングの効果的な実施を支援することを目的とし、当社は当該目的の範囲で本サービスの利用権を許諾するものとします。

2 当社が契約者に許諾する本サービスの利用権は、譲渡不可、再許諾不可、かつ非独占的なものとします。

3 本サービスの利用は日本国内に限ります。また、本サービスに登録可能な利用者は国内在住者に限ります。契約者または利用者が日本国外で使用した場合適用される海外法規制や罰則について、当社は一切責任を負わないものとします。

4 当社は本サービスに関し、契約者に対し以下のサポート を別紙 4 に定める範囲で行うものとします。

- (1) 本サービスの監視、故障対応
- (2) 本サービスに関する技術サポート、問い合わせ対応(管理者に対してのみ行うものとし、利用者に対しては、管理者が一次対応するものとします。)
- (3) その他前各号に定める事項に付随する事項

(本サービスの利用の申込み)

第 7 条 本サービスの利用または料金プランの変更を希望する場合、本規約に同意の上、当社が定める所定の方式により、申し込むものとします。

2 当社は、前項に定める申込みを受け付けた順番に審査を行うものとし、当社による申込者に対するメールの送信等による申込み完了の通知をもって、当社が前項の申込みを承諾したものと、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断した時は、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が当社の提供する本サービスの料金又は手続に関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断したとき
- (3) 本サービスの利用の申し込みと解約の申込みを、本サービスの料金の支払いを免れる目的で繰り返していると当社が判断した場合
- (4) 本サービスの申込者が第 16 条(利用停止)に該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
- (5) 申込み内容に虚偽の記載がなされたとき
- (6) 申込者が日本国内に住所を置く法人(法人に相当すると当社が認めるものも含みます。)で

ないとき

(7) その他当社の業務に支障があるとき又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取り消しにより契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとし、

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(契約者の地位の承継)

第8条 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとし、

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(届出事項の変更)

第9条 契約者は、利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとし、契約者が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当社はその責を負わないものとし、

(個人情報取り扱い)

第10条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報を当社が定めるプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に従い取り扱います。

(料金)

第11条 本サービスの料金は別紙1に定めるものとし、

2 当社は、契約者に対し、利用月の翌月末日までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとし、

(料金の支払義務)

第12条 契約者は、利用開始日を含む月の翌月から起算して、契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、料金の支払を要します。(通常プランの初月利用分の月額料金は無料としますが、初期費用は発生します。)

2 当社は、料金の計算において日割り計算は行いません。

3 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

4 料金プランを変更した場合は、変更した月の翌月より変更後の料金が適用されます。そのため、変更した月は変更前の料金プランでの支払いを要します。

(違約金発生期間)

第 13 条 契約者は、次項に定める期間(以下「違約金発生期間」といいます。)内に本サービスの通常プランに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日から違約金発生期間末日までの期間に相当する本サービスの料金を、当社が定める期限までに一括して支払うものとします。

2 前項の違約金発生期間は最低利用期間とします。最低利用期間は利用開始日を含む月を含め3か月とします。

(支払遅延利息)

第 14 条 当社は、契約者が料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払を行わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求する権利を有するものとします。

(利用中止)

第 15 条 当社は、次の場合には本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (3) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき
- (4) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき
- (5) 当社の設備を不正アクセス行為等から防御するために必要であると当社が判断するとき

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第 16 条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、契約者への事前の通知をすることなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 第 17 条(契約者の義務)の規定に違反したとき
- (3) 前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備等に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

2 当社は契約者が次に該当するときは、契約者への事前の通知を行った上で、なおその状況が改善されない場合、本サービスの全部又は一部の利用の制限を行うことができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は事前の通知を行う事なく本サービスの全部又は一部の利用の制限

を行うことができるものとします。

(1) 契約者が負荷検証及び脆弱性検証等を行い、当社設備に過度の負荷がかかるおそれがあると当社が判断したとき

(契約者の義務)

第 17 条 契約者は本条に定める事項を遵守し、利用者にも契約者のサービスの利用において遵守させるものとします。

(1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為、不正競争防止法に違反する行為、及び犯罪を構成する行為をしないこと

(2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(5) 当社の設備に無権限にアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

(6) 契約者は、利用者に対して、本サービスの利用を通じて当社が個人情報を取得することについて事前に同意を得ること。

(7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為を行わないこと

(8) 本サービスの使用または不具合が、第三者の生命財産の損害につながる用途で本サービスを利用しないこと

(9) 本サービスにより生成されたデータを第三者に対して単体で販売し、譲渡し又は貸与する行為をしないこと

(10) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(11) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る認証情報を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は認証情報の一致を確認した場合、当該認証情報を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなして取り扱うものとします。

5 契約者または利用者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、契約者の本サービスへのアクセスを制限する等必要な措置をとることができるものとします。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者

に通知するものとします。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

(契約者が行う本契約の解約)

第 18 条 契約者は、本契約を解約しようとするときは、当社が定める所定の方式により 10 営業日前までに申請するものとします。

(当社が行う本契約の解約)

第 19 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解約することができるものとします。

(1) 第 16 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき

(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき

(3) 本サービスの申込みや本規約に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき

(4) 強制執行若しくは執行保全処分又は競売の申立があったとき

(5) 第三者より差押・仮差押・仮処分・滞納処分・強制執行・競売の申立等を受けたとき、破産・民事再生・特別清算・会社更生手続き開始等の申立があったとき、又はこれらのおそれがあると認められるとき

(6) 租税公課を滞納して催促を受けたとき、又は保全処分を受けたとき

(7) 資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき

(8) 監督官庁より営業の停止、取消等の処分を受けたとき

(9) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき

(10) 利用規約を履行することが困難となる事由が生じたとき

(11) 前各号に定めるほか、本規約に違反したとき

2 当社は前項の規定により本契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(本サービスの廃止)

第 20 条 当社は、当社の判断により本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の変更又は廃止に伴い、契約者、利用者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は第 1 項の規定により本サービスの一部を廃止する場合には第2条に定める方法によるものとし、全部を廃止しようとするときは、その4ヶ月前までに、あらかじめ契約者に通知するものとします。

(責任の制限)

第 21 条

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスに係る月額料金を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

(免責)

第 22 条 当社は前条の場合を除き、契約者に係る損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求を行わないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により、契約者が第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず責任を負担しないものとします。

3 当社は、当社の故意又は重過失によるものである場合を除き、本サービスの利用により、契約者と第三者との間において生じた損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求を行わないものとします。

4 当社は、本規約の変更等により、契約者の自営端末設備等の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

(データ等の取扱い)

第 23 条 当社は、本サービスの設備等に保存されたデータ(以下「保存データ」といいます。)及びサービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ(コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。)が滅失若しくは毀損した場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。契約者は、自らが必要とするデータについてはバックアップ等の措置を行うものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

2 当社は、保存データまたは生成等データが滅失、棄損若しくは漏洩した場合、又は滅失、棄損若しくは漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に利用された場合、これらが当社の故意又

は重過失による場合を除き、契約者、利用者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

4 無料トライアルのデータは、無料トライアル終了後に新たに通常プランに申込した場合でも、引き継ぐことができません。

(データ等の利用)

第 24 条 当社は、本サービスの設備等の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項に加え、生成等データ(本サービスの利用状況、フィードバック結果、アンケート結果等)を、本サービスの品質向上および同様サービスの新規開発の目的で利用することができるものとします。但し、契約者および利用者が識別されることのないようにいたします。

3 当社は生成等データを分析し、本サービスの訴求を目的として分析結果を当社所有の Web サイトや他社への提案資料等へ掲載することがあります。但し、契約者および利用者が識別されることのないようにいたします。

(データ等の削除)

第 25 条 当社は、第 20 条(本サービスの廃止)による本サービスの廃止のほか、無料トライアルが終了したとき又は本契約の解約があったときは、本サービスの設備等に保存されている契約者の本サービスに係るデータを契約者への通知なく削除することができるものとします。この場合において、当社は、データを削除したことにより、契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

2 各データが保存された時点から起算して2年を超えた本サービスの利用状況、フィードバック結果、アンケート結果は、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除いたします。

(本サービスに係る知的財産権の帰属等)

第 26 条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又はデータ(サービス仕様書、取扱マニュアル、分析モデルを含む。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する第三者に帰属するものとします。プログラム等には、契約者が本サービスを利用することにより生成された学習済みモデル、学習済みパラメータおよび推論プログラム(以下、「学習済みモデル」という。)を含みます。

2 契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブ

ルを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

(法令に規定する事項)

第 27 条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(第三者の権利侵害)

第 28 条 契約者は、本サービスの利用において、第三者の知的財産権等その他の権利を侵害することのないように必要な措置を講じなければなりません。

2 契約者は、前項の定めに関わらず、自己の責に帰すべき事由により、第三者から当社に対し、当該第三者の知的財産権等その他の権利を侵害している旨の何らかの請求、異議申立がなされ、又は訴訟が提起される等の紛争(以下、併せて「紛争等」という)が生じた場合、自己の責任と費用において解決を図るものとします。但し、当該紛争等の原因が、当社の指示(当社が契約者に提示した技術資料等その他の書面による場合を含む)に基づく等当社の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではありません。

(契約者に対する通知)

第 29 条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が本サービスの利用開始に際して、又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信します。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が本サービスの利用開始に際して、又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(承諾の限界)

第 30 条 当社は、第 7 条(本サービスの利用の申込み)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行

上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

(秘密の保持)

第 31 条 いずれの当事者も、本サービスの利用に関連して他方当事者から開示された機密情報を、他方当事者の書面による事前の承諾なく第三者に公表、漏洩し、又は本サービスの利用又は提供の目的以外に使用してはなりません。本契約において「機密情報」とは、本契約及び本サービスの利用を通じて知り得た他方当事者の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密であって、

(1) 機密である旨を表示した書面等有形媒体により開示された情報、又は
(2)口頭で開示され、(a)開示者が開示時点で機密である旨を明確に示し、(b)開示後 14 日以内に開示者が「機密」又はそれに類似した表示を示した文書によりその内容を詳記して受領者に交付し、その文書の内容・範囲について書面により受領者の確認を得た情報をいいます。

2 ただし、次に掲げるものは機密情報には含まれません。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 受領当事者への開示後に受領当事者の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報
- (3) 受領当事者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (4) 受領当事者が開示当事者から入手した機密情報によらず独自に開発した情報
- (5) 開示当事者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報

3 いずれの当事者も、法令又は裁判所もしくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で他方当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができるものとします。ただし、当該受領当事者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示前にその旨を他方当事者に通知するものとします。

4 他方当事者から一方当事者に提供された機密情報(原本及び写し並びに機密情報が記録された記録媒体、当該記録媒体の複製物及び記録媒体に記録された機密情報をプリントアウト又はダウンロードしたもの等を含むがこれらに限らない)は、本契約が終了した場合又は 開示当事者からの要請があり次第、開示当事者に返却又は開示者の指示に従って裁断、溶解等、機密情報の記録又は記録を完全に消去する措置を講じた上で廃棄処分を行うものとします。

5 いずれの当事者も、弁護士、公認会計士、税理士等、法令上守秘義務を負う職業的助言者に対して、必要最小限の範囲に限って機密情報を開示することができる。

6 本条に定める義務は、本契約が終了した日から3年間、引き続き有効に存続するものとします。

7 本条の定めに関わらず、当社は、本契約を通じて知り得た個人情報につき、本契約履行の目的以外で使用しないものとし、当社が定めるプライバシーポリシー(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に則り取り扱うものとします。

(権利義務の譲渡の制限)

第 32 条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本サービスの利用に係る権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は承継させてはなりません。

(不可抗力)

第 33 条 地震、台風、津波、落雷、パンデミックその他の天災地変、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当該当事者の合理的な管理を超える事由(以下「不可抗力」という)により、本契約に基づくいずれかの当事者の義務の全部又は一部の不履行又は遅滞が生じた場合、当該当事者は他方当事者に対して、当該不履行又は遅滞についての責任を負わないものとします。ただし、本契約に基づく他方当事者に対する金銭義務については、本項の適用を受けないものとします。

2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、前項に定める不可抗力によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く提供できない状態(全く利用できない状態と同程度の場合を含む。以下同じ)にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、当社が本サービスを全く提供できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限る)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数につき料金の計算を行わないものとします。

3 本契約の履行にあたり、いずれかの当事者が不可抗力により過大な損害を蒙る場合は、契約者及び当社はその負担について協議合意の上、解決を図るものとします。

(反社会勢力の排除)

第 34 条 契約者は、当社に対し、現在および将来において、次の各号を表明し、保証します。

(1) 契約者は、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等反社会的勢力のいずれにも該当しないこと

(2) 契約者が自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為ならびに他人の名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為を行わないこと

2 当社は、契約者が前項に違反していると合理的に判断した場合は、契約者に対して速やかにその違反状態の解消を求めることができます。それでもなおその違反状態が解消しないと違反状態の解消を求めた当事者が判断したときは、本契約を解除することができます。その場合、当社に損害が生じた場合は、契約者が当該損害を賠償するものとします。

3 当社は、契約者が前項に違反していると合理的に判断した場合は、契約者に速やかにその違反状態の解消を求めることができます。それでもなおその違反状態が解消しないと当社が判断したときは、本契約を解除することができます。

4 当社は、前項により本契約を解除したとき、契約者に損害が生じたとしても、契約者に対して損害賠償責任を負わないものとします。また、その解除により当社に損害が生じた場合は、契約者はその損害を賠償するものとします。

(協議)

第 35 条 本契約に関して生じた疑義及び本契約に定めのない事項については、当事者双方で信義誠実の原則に従い、協議して決定することとします。

(合意管轄)

第 36 条 本契約から生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

(分離可能性)

第 37 条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

(準拠法)

第 38 条 本契約に関する準拠法は日本法とします。

(存続条項)

第 39 条 第 14 条、第 17 条 2 項、第 21 条乃至第 28 条、第 31 条乃至第 33 条及び第 34 条 4 項乃至第 39 条の規定は、本契約の有効期間の終了後も有効とします。

別紙1「料金表」

通則

(端数処理)

- 1 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

(消費税相当額の加算)

- 2 第 11 条の規定により料金表の定める料金の支払を要するとしている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。

(料金の算定)

- 3 契約者は料金表 第 1 表に定める初期費用と選択したプラン料金の支払を要します。

(無料トライアル)

- 4 無料トライアルは本サービスを初めて利用する等の理由により当社が認めた契約者に限定し、以下の条件により本サービスを無償で利用いただけるプランです。
無料トライアル後に通常プランを利用される場合は、再度通常プランの申込が必要になります。

利用期間	ID 数上限	同時接続数
利用開始日から 1 か月※	20	1

※利用期間の例:6 月 15 日より利用を開始した場合 7 月 14 日まで利用が可能

料金表 第1表

1-1 通常プランの利用料

1-1-1 初期費用

本サービスを利用するうえで必要となる環境構築関連の初期費用をお支払いいただきます。お支払いの時期は、ご利用2か月目の月額料金を支払う時期と同様になります。

価格(税込価格)
50,000 円(55,000 円)

1-1-2 月額料金

利用するID数および同時接続数の上限に応じて選択いただいたプランの料金を毎月お支払いいただきます。

新規申込時に限り、お申込み後の初月については月額料金が無料となります。

プラン(ID数上限)	同時接続数	価格(税込価格)
～100 ID	5 組	190,000 円(209,000 円)
	10 組	240,000 円(264,000 円)
	15 組	290,000 円(319,000 円)
～200 ID	5 組	310,000 円(341,000 円)
	10 組	360,000 円(396,000 円)
	15 組	410,000 円(451,000 円)
～300 ID	5 組	390,000 円(429,000 円)
	10 組	440,000 円(484,000 円)
	15 組	490,000 円(539,000 円)
～400 ID	5 組	470,000 円(517,000 円)
	10 組	520,000 円(572,000 円)
	15 組	570,000 円(627,000 円)
～500 ID	5 組	550,000 円(605,000 円)
	10 組	600,000 円(660,000 円)
	15 組	650,000 円(715,000 円)
～600 ID	5 組	630,000 円(693,000 円)
	10 組	680,000 円(748,000 円)
	15 組	730,000 円(803,000 円)

～700 ID	5 組	710,000 円(781,000 円)
	10 組	760,000 円(836,000 円)
	15 組	810,000 円(891,000 円)
～800 ID	5 組	790,000 円(869,000 円)
	10 組	840,000 円(924,000 円)
	15 組	890,000 円(979,000 円)
～900 ID	5 組	870,000 円(957,000 円)
	10 組	920,000 円(1,012,000 円)
	15 組	970,000 円(1,067,000 円)
～1,000 ID	5 組	950,000 円(1,045,000 円)
	10 組	1,000,000 円(1,100,000 円)
	15 組	1,050,000 円(1,155,000 円)
～1,100 ID	5 組	1,030,000 円(1,133,000 円)
	10 組	1,080,000 円(1,188,000 円)
	15 組	1,130,000 円(1,243,000 円)
～1,200 ID	5 組	1,110,000 円(1,221,000 円)
	10 組	1,160,000 円(1,276,000 円)
	15 組	1,210,000 円(1,331,000 円)
～1,300 ID	5 組	1,190,000 円(1,309,000 円)
	10 組	1,240,000 円(1,364,000 円)
	15 組	1,290,000 円(1,419,000 円)
～1,400 ID	5 組	1,270,000 円(1,397,000 円)
	10 組	1,320,000 円(1,452,000 円)
	15 組	1,370,000 円(1,507,000 円)
～1,500 ID	5 組	1,350,000 円(1,485,000 円)
	10 組	1,400,000 円(1,540,000 円)
	15 組	1,450,000 円(1,595,000 円)
～1,600 ID	5 組	1,430,000 円(1,573,000 円)
	10 組	1,480,000 円(1,628,000 円)
	15 組	1,530,000 円(1,683,000 円)
～1,700 ID	5 組	1,510,000 円(1,661,000 円)
	10 組	1,560,000 円(1,716,000 円)
	15 組	1,610,000 円(1,771,000 円)

～1,800 ID	5 組	1,590,000 円(1,749,000 円)
	10 組	1,640,000 円(1,804,000 円)
	15 組	1,690,000 円(1,859,000 円)
～1,900 ID	5 組	1,670,000 円(1,837,000 円)
	10 組	1,720,000 円(1,892,000 円)
	15 組	1,770,000 円(1,947,000 円)
～2,000 ID	5 組	1,750,000 円(1,925,000 円)
	10 組	1,800,000 円(1,980,000 円)
	15 組	1,850,000 円(2,035,000 円)
～2,100 ID	5 組	1,830,000 円(2,013,000 円)
	10 組	1,880,000 円(2,068,000 円)
	15 組	1,930,000 円(2,123,000 円)
～2,200 ID	5 組	1,910,000 円(2,101,000 円)
	10 組	1,960,000 円(2,156,000 円)
	15 組	2,010,000 円(2,211,000 円)
～2,300 ID	5 組	1,990,000 円(2,189,000 円)
	10 組	2,040,000 円(2,244,000 円)
	15 組	2,090,000 円(2,299,000 円)
～2,400 ID	5 組	2,070,000 円(2,277,000 円)
	10 組	2,120,000 円(2,332,000 円)
	15 組	2,170,000 円(2,387,000 円)
～2,500 ID	5 組	2,150,000 円(2,365,000 円)
	10 組	2,200,000 円(2,420,000 円)
	15 組	2,250,000 円(2,475,000 円)
～2,600 ID	5 組	2,230,000 円(2,453,000 円)
	10 組	2,280,000 円(2,508,000 円)
	15 組	2,330,000 円(2,563,000 円)
～2,700 ID	5 組	2,310,000 円(2,541,000 円)
	10 組	2,360,000 円(2,596,000 円)
	15 組	2,410,000 円(2,651,000 円)
～2,800 ID	5 組	2,390,000 円(2,629,000 円)
	10 組	2,440,000 円(2,684,000 円)
	15 組	2,490,000 円(2,739,000 円)

～2,900 ID	5 組	2,470,000 円(2,717,000 円)
	10 組	2,520,000 円(2,772,000 円)
	15 組	2,570,000 円(2,827,000 円)
～3,000 ID	5 組	2,550,000 円(2,805,000 円)
	10 組	2,600,000 円(2,860,000 円)
	15 組	2,650,000 円(2,915,000 円)

1-2 コミュニケーショントレーニングの利用料(オプション)

本機能をご利用される場合は、下記の利用料を通常プランの利用料に加えてお支払いいただきます。

1-2-1 初期費用

初期費用はかかりません。

1-2-2 月額料金

通常プランで利用する ID 数に応じた料金を毎月お支払いいただきます。

新規申込時に限り、お申込み後の初月については月額料金が無料となります。

プラン(ID 数上限)	価格(税込価格)
～100 ID	60,000 円(66,000 円)
～200 ID	120,000 円(132,000 円)
～300 ID	180,000 円(198,000 円)
～400 ID	240,000 円(264,000 円)
～500 ID	300,000 円(330,000 円)
～600 ID	360,000 円(396,000 円)
～700 ID	420,000 円(462,000 円)
～800 ID	480,000 円(528,000 円)
～900 ID	540,000 円(594,000 円)
～1,000 ID	600,000 円(660,000 円)
～1,100 ID	660,000 円(726,000 円)
～1,200 ID	720,000 円(792,000 円)
～1,300 ID	780,000 円(858,000 円)

~1,400 ID	840,000 円 (924,000 円)
~1,500 ID	900,000 円 (990,000 円)
~1,600 ID	960,000 円 (1,056,000 円)
~1,700 ID	1,020,000 円 (1,122,000 円)
~1,800 ID	1,080,000 円 (1,188,000 円)
~1,900 ID	1,140,000 円 (1,254,000 円)
~2,000 ID	1,200,000 円 (1,320,000 円)
~2,100 ID	1,260,000 円 (1,386,000 円)
~2,200 ID	1,320,000 円 (1,452,000 円)
~2,300 ID	1,380,000 円 (1,518,000 円)
~2,400 ID	1,440,000 円 (1,584,000 円)
~2,500 ID	1,500,000 円 (1,650,000 円)
~2,600 ID	1,560,000 円 (1,716,000 円)
~2,700 ID	1,620,000 円 (1,782,000 円)
~2,800 ID	1,680,000 円 (1,848,000 円)
~2,900 ID	1,740,000 円 (1,914,000 円)
~3,000 ID	1,800,000 円 (1,980,000 円)

別紙2「提供機能」

本サービスにおいて以下の機能を提供します。

1. 通常プラン

1. 管理者向け

(1) 利用者アカウントメンテナンス機能

利用者の追加や削除、修正を csv ファイルで行うことができる。

(2) 管理者アカウントメンテナンス機能

管理者の追加や削除を行うことができる。

(3) ダッシュボード機能(管理者向け)

1on1 の実施状況や部下が回答したアンケート結果等を管理者のみ確認することができる。

2. 利用者向け

(1) 予定管理機能

1on1 の予定を立てることができる。また、自分の役割(上司/部下)を選択することができる。

(2) 話題設定機能(部下向け)

1on1 で話したい話題を事前に設定し、上司に伝えることができる。

(3) 1on1 実施機能

音声と映像を繋いで、相手と 1on1 ミーティングを実施することができる。

(4) フォローアップ管理機能(上司向け) ※2

1on1 中に決めたフォローアップすべき内容を記録し、進捗状況を管理することができる。

(5) メモ管理機能 ※2

1on1 中に忘れないように要点などを書き留めて、管理することができる。

(6) タイプ診断機能

コミュニケーションに関するアンケートに回答することで、自身のコミュニケーションのタイプを診断することができる。また、相手にも自身のタイプが表示され、相手のタイプを把握することができる。

(7) アンケート機能(部下向け)

1on1 終了後に部下にアンケート画面を表示し、1on1 の満足度等を回答することができる。

(8) コミュニケーションサジェスト機能(上司向け)

タイプ診断結果に基づき、相手との会話において意識すべきことが表示され、把握することができる。

(9) 発話量アラート機能(上司向け) ※2 ※3

1on1 中の双方の発話量を分析し、その割合を表示することで、部下と比べてどれくら

い話しているかを把握することができる。また、アラートによって、話過ぎに気づくことができる。

(10) フィードバック機能(上司向け) ※3

1on1 中の双方の音声と表情を分析し、1on1 終了後に上司に分析結果をフィードバックすることで、部下の状態や自身のスコアを把握することができる。また、次回の 1on1 に向けたアドバイスを確認することができる。

(11) ダッシュボード機能 ※4

1on1 を実施した相手や日時、フィードバック結果等の 1on1 実施履歴を確認することができる。また上司は、部下への 1on1 実施後アンケートの集計結果を確認することができる。

※1 提供機能は予告なく変更される可能性があります。

※2 上記(4)、(5)、(9)の利用における通信条件は以下となります。

・インターネット利用環境下において、「https 通信 (Content-Type: text/event-stream)」で通信を行えること

※3 一部制限があります。詳細は別紙 3 を参照ください。

※4 3 人以上の部下がアンケートに回答した場合に集計結果を確認できます。

2. コミュニケーショントレーニング(オプション)

トレーニングを継続的に行い、コミュニケーションスキル向上を図るための機能を提供します。

(1) スキルトレーニング機能

1on1 で利用する基礎的なコミュニケーション項目(表情、しぐさ、目線、話し方、言葉遣い)をそれぞれ個別にトレーニングすることができる。

(2) シミュレーション(ロールプレイ)機能

様々な部下に対応する、実践的な 1on1 ロールプレイを行うことにより、スキルトレーニングで習得した 1on1 スキルの定着化と活用を図ることができる。

(3) フィードバック機能

コミュニケーション項目に対して、トレーニング中の利用状況を分析し、フィードバックすることで、現状や改善点を把握することができる。

(4) マイページ(実施履歴/振り返り)機能

スキルトレーニング、シミュレーション、フィードバックといった、実施履歴や結果の確認や振り返りを行うことができる。

別紙3「本サービス利用条件詳細」

1. 必要情報の提出

本規約に同意のうえ、サービス利用に必要な情報を記載した当社指定の申込書を当社へ提出いただきます。

2. 動作環境

分類	推奨環境
OS	Windows 10 / macOS 12 (スマートフォン非対応)
CPU	4コア8スレッド 1.6GHz 以上
メモリ	8GB 以上
ブラウザ	Google Chrome 最新の安定バージョン (他ブラウザ非対応)
通信	インターネット利用環境下において、https 通信、wss 通信が許可されていること
デバイス設定	サンプリングレート 16kHz 以上
その他	・カメラおよびマイクの利用が許可されていること ・ビデオ通話時の映像の解像度が 640×480 以上であること

3. 制約条件

該当機能	制約条件
別紙2 1. 通常プラン (9)、(10)	月～金の 8:00～18:00 以外は使用できません。

別紙 4 「本サービス利用条件詳細」

1. 問い合わせ対応

本サービスの問合せについて、当社は契約者に対してのみ、サポートを実施します。利用者に対する故障対応や問合せ対応は、必要に応じて管理者にて実施するものとします。

問合せ受付方法については、下表の通りとします。

受付時間	24 時間 365 日（対応時間は営業日 10:00～17:00）
受付チャンネル	お客さまサポートサイト お問い合わせフォーム (https://support.ntt.com/cotoha-1on1/)
言語	日本語
問合せ内容	仕様、操作方法、故障等
問合せ者	管理者
回答方法	メール

2. 故障・メンテナンス通知

本サービスの通知について、当社は管理者に対してのみ以下の通知を行います。利用者に対する通知は、必要に応じて管理者にて実施するものとします。

分類	内容
通知方法	お客さまサポートサイト 工事・故障情報 (https://support.ntt.com/cotoha-1on1/)に掲載 ※個別の契約者にのみ関係する事象については、管理者のログイン ID 宛に個別にメールを送付するのみとする場合があります。
言語	日本語
通知ポリシー	■故障: 故障が発生した場合は、発生認識後 30 分以内の通知を目標とします。 ■メンテナンス: ・メンテナンスウィンドウは毎週火曜 20:00 - 06:00 とします。ただし、セキュリティの脆弱性対応など緊急を伴うメンテナンスや、その他事由によりメンテナンスウィンドウ内で作業が実施できないメンテナンスは、この限りではございません。

	<p>・メンテナンスを実施する場合は、実施予定日の 10 営業日前までの通知を目標としますが、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではございません。</p> <p>※ただし、5 分以上のサービス停止を伴わない故障及びメンテナンス作業については、当社の判断により通知を行わない場合があります。</p>
--	---

附則(令和 4 年 7 月 25 日 CAS1 サ 00945337 号)

(実施期日)

この規約は、令和 4 年 7 月 28 日から実施します。

附則(令和 5 年 3 月 22 日 CAS1 サ 01037835 号)

(実施期日)

この改定規約は、令和 5 年 3 月 28 日から実施します。

附則(令和 5 年 6 月 22 日 CAS1 サ 000400000830 号)

(実施期日)

この改定規約は、令和 5 年 6 月 28 日から実施します。

附則(令和 5 年 10 月 19 日 CAS3 サ 000400000464 号)

(実施期日)

この改定規約は、令和 5 年 10 月 31 日から実施します。